

藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年3月26日策定

令和3年3月25日改正

令和5年3月27日改正

令和6年3月25日改正

藤沢市農業委員会

会長 齋藤 義治

農業委員会は、農業委員会等に関する法律(以下「法」という)第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の最適化の推進にかかる活動を実施することとされている。

本市は、東京から50キロの首都圏内に位置し、北の相模台地の穏やかな丘陵から南は湘南海岸に面して相模湾をのぞむ自然環境に恵まれた気候温暖な環境のもと、都市農業地域として露地・施設野菜、花き、果樹、植木、畜産を中心とした農業経営により、市民はもとより首都圏住民に対し新鮮かつ安全で多様な農畜産物を提供している。その一方で、本市においても都市化の進行による農地の減少、農家の後継者不足や高齢化による農地の遊休化、また、担い手不足など様々な課題を抱えており、新規就農者や企業の参入など、新たな担い手の育成・確保を図るとともに、地域計画に基づいた農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消に取り組んでいく必要がある。

このことから、藤沢市農業委員会では、農業経営環境の強化のため、行政はもとより農業関係団体との連携を図りながら、地域の農業者に対し、積極的に営農や農地に関する情報について発信、周知に努めるとともに、話し合いを進めていくことが重要であるとの理解のもと、本市の特色である都市農業の持続と発展を図るため、法第7条第1項の規定に基づき、指針を以下のように定める。

なお、この指針は、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものとして、新たに指針を策定し、今後の農業委員及び推進委員の改選時に加え、基本構想改正時又は関係法令等改正の際には、必要に応じて検証・見直しを行うものとする。

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

区 分	管内農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
当 初 (令和6年1月)	1054.51ha	15.55ha	1.47%
3年後の目標 (令和9年3月)	1034.06ha	14.82ha	1.43%
目 標 (令和15年3月)	995.00ha	14.26ha	1.43%

※現状の管内農地面積の当初面積は、令和5年1月1日現在の固定資産税概要調書記載の農地面積から令和5年1月から12月までの農地転用許可面積を差し引いた面積とした。

※遊休農地面積は、1号遊休農地の面積を記載。

※目標年度は、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の改訂年度とした。

【目標設定の考え方】

遊休農地の解消が図られる一方で、農業者の高齢化や後継者不足等により新たな遊休農地が発生している現状を踏まえ、農地所有者へあっせんの働きかけ等農地の有効利用を更に促進することにより遊休農地の発生防止・解消を図り当初の目標をめざす。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

- ① 農業委員と推進委員による農地利用状況調査の確実な実施及び適宜の農地巡回等の実施による遊休化のおそれのある農地の早期発見及び情報共有
- ② 利用状況調査結果に基づく是正指導及び利用意向調査の実施
- ③ 利用意向調査の結果、貸付希望のある農地についての農地中間管理機構への貸付及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の推進
- ④ 耕作再開の意思表示のあった農地については、次の農地利用状況調査までの間、定期的なパトロールを実施
- ⑤ 市農業水産課と連携した、「遊休農地対策事業」の活用推進
- ⑥ 農業者との連携による新たな遊休農地解消策の検討

- ⑦ 再生困難と区分された荒廃農地については、現況に応じ「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化

(3) 遊休農地解消の評価方法

遊休農地解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

区 分	管内農地面積	集積面積	集積率
当 初 (令和6年1月)	1054.51ha	104.15ha	9.88%
3年後の目標 (令和9年3月)	1034.06ha	144.61ha	13.98%
目標 (令和15年3月)	995.00ha	278.78ha	28.02%

※集積面積は、利用権設定及び中間管理事業に基づく中間管理権設定面積の計とした。

【目標設定の考え方】

「地域計画」を基に、農地所有者へあっせんの働きかけや新規参入（個人及び法人）の推進及び農地中間管理機構の活用推進並びに農業経営基盤強化促進法に基づく取組により農地利用集積率の向上と集約化による農業経営の効率化を図る。

(2) 担い手への利用集積に向けた具体的な取組方法

- ① 農業委員・推進委員が、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の策定に向けた地域の話し合いに参加し、農地の出し手・受け手へのアプローチを行うことにより農地の利用集積を推進するとともに集約化による農業経営の効率化を図る
- ② 農地利用状況調査結果及び農業者（出し手）からの相談に基づく農地のあっせ

ん情報について市ホームページへの掲載による農地利用の推進

- ③ 生産緑地地区については、都市計画課との連携による見直しの進捗に応じた貸付のあっせん、担い手の確保についての検討
- ④ 農地中間管理機構との連携の推進
- ⑤ 障がい者等の社会参加と農業の担い手確保を目的とした農福連携をはじめとした担い手支援策の検討を関係機関へ要望

(3) 担い手への農地利用集積の評価方法

担い手への農地利用集積の進捗状況は、農地利用集積の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

区 分	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
当 初 (令和6年1月)	61人	15法人
3年後の目標 (令和9年3月)	70人	18法人
目標 (令和15年3月)	88人	24法人

※新規参入者数の数値は、平成20年度からの数値とした。

【目標設定の考え方】

新規参入者については、本市が令和5年9月に定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に沿った内容とした。この構想では、新規参入者と農家の後継ぎに伴う就農者を合わせた新規就農者の目標値として年間10人を掲げている。

また、近年、就農相談も多い状況が継続していることから、新規参入者数を年間で個人3人程度、また、雇用就農の受け皿となる法人については年間1社以上とした。

(2) 新規参入に向けた具体的な取組方法

- ① 神奈川県農業アカデミーや市農業水産課等関係機関との連携を図り、新規参入の手順や補助制度等の周知を図ることによる参入促進
- ② 新規参入相談において営農希望の内容の十分な聞き取りを行う。また、必要に応じて農地のあっせんを推進
- ③ 農業委員及び推進委員は、新規参入者又は新規参入希望者が優良農地を借受けできるなど、参入しやすい環境をつくり、地元との連携を図れるよう調整
- ④ 参入後の定着支援（継続的支援）及び助言並びに指導の推進

(3) 新規参入促進の評価方法

新規参入促進の進捗状況は、新規参入の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 「地域計画」その目標を達成するための役割

「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担う。

- ① 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ② 農家への声掛け等による意向把握
- ③ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ④ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ⑤ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

以 上